

平成 28 年度リユース関連事業者との意見交換会（概要）

1. 平成 28 年度意見交換会の開催概要

平成 29 年 2 月 14 日（火）にリユース関連事業者との意見交換会を開催し、使用済製品等のリユース推進に向けて意見交換を行った。

参加団体は、ジャパンリサイクルアソシエーション（JRCA）、情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）、日本リユース機構（JRO）、日本リユース業協会（JRAA）、リネットジャパングループ株式会社、ヤフー株式会社の 4 団体 2 社。

使用済製品等リユース促進事業研究会 三橋規宏座長にもご出席いただいた。

図表 1 リユース関連事業者との意見交換会の開催概要

件名：リユース関連事業者との意見交換会	
日時：平成 29 年 2 月 14 日（火） 10:00～12:00	
場所：TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター カンファレンスルーム 22A	
出席者：	
＜使用済製品等のリユース促進事業研究会 座長＞	
三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授	
＜リユース関連事業者＞	
藤田 惇	一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事
齊藤 淳	一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 理事
小澤 昇	一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 専務理事・事務局長
波多部 彰	一般社団法人日本リユース機構 代表理事
勝又 竜彦	一般社団法人日本リユース機構 事務局
宮崎 隆	日本リユース業協会 専務理事
杉 研也	日本リユース業協会 事務局
黒田 武志	リネットジャパングループ株式会社 代表取締役社長
北川 達郎	ヤフー株式会社 ヤフオク！カンパニー事業推進本部 リユース推進部 部長
望月 貴仁	ヤフー株式会社 ヤフオク！カンパニー事業推進本部 リユース推進部
＜事務局（環境省）＞	
田中 良典	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長
高林 祐也	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐
森田 有一	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐
長谷 修	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐
菊池 康治	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 環境技官
小岩 真之	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 室長補佐
小西 美代	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 環境事務官

## 2. 主なご意見について

環境省より平成 28 年度の環境省のリユース促進に向けた取組み状況を報告、参加団体・企業よりリユース業界の最新動向について情報提供いただいた上で、リユース促進に向けて意見交換を行った。

また、平成 27 年度の意見交換会を踏まえて、事務局にて整理した「リユース業界の信頼性維持・向上のための取組（案）」、「我が国におけるリユースの現状と今後の方向性（案）」をもとに、意見交換を行った。

### (1) リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について

中古部品を組み合わせ中古品販売する、いわゆる二個一の製品の販売実態があるが、電気用品安全法の順守が徹底されているか疑問である。製品事故の防止のため一度調査してもらいたい。携帯電話等の修理業の中には、二個一、三個一による修理もみられるが、メーカー保証からも外れることとなる。特に店頭での修理は消費者にとっては便利かも知れないが、リユースが懸念される要因になる。この点についての注意喚起は必要ではないか。

リユースショップからの適正な廃棄・リサイクルについて、リユース業者にとってもきちんと意識して運営する必要がある。参考資料の製品フロー図には数値はなかったが、この資料の中で記載すれば参考になるのではないか。

### (2) 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性について

#### (メーカー・流通業におけるリユース推進)

リユースの流通チャネルとして、メーカーによるリユース・リファービッシュがある。例えば、NEC、パナソニック、アップルなどのメーカーが再生品を販売している。

また、流通業者による下取り、リユースの例も最近増えている。例えば、古着を取り扱う ZOZO TOWN の展開する ZOZO USED など。新品販売と中古品販売が垂直統合されたような商流も増えている。

#### (リユース業界の多様な展開)

リユース業者も競争が激しくなり、業態の多様化が求められている。その結果、リサイクル事業、リペア事業への横展開が増えている。リユースだけに特化した政策ではなく、包括的に政策を考えていただきたい。

#### (メーカーにおけるリユースの理解)

メーカーにおけるリユースの認識・捉え方について、買い替え時の中古製品の受け皿として、リユース市場があることが望ましいという認識も高まってきたと感じている。一方で、ある OA 機器メーカーでは、新製品販売に影響があるとの認識から、リユース、リサイクルの両方を行っている業者に、リユースの取扱いを行うのであれば、リサイクル用商材の提供取引を停止するような、リユースに推進に逆行するような取り組みを行っている事例も聞いている。品

目による違い・温度差、社会・経済状況にもよるところもあろうと思われるが、循環型社会形成・リユース促進に向けて意識を高めていただく必要もあろう。

(社会課題解決の手段としてのリユースの推進)

リユース・リサイクルへの市民の共感を広げる意味でも、社会課題解決の手段としてのリユース・リサイクル推進は重要な取り組みである。例えば、情報機器のリサイクルの分野では障がい者の就労機会となっている。リユース・リサイクルによる社会課題解決、社会貢献に関する点を強調し、政策としても推進していただきたい。

(リユース業界のコンプライアンスの徹底について)

リユース業界がいくら真面目に取り組んでも、どこか1社が不法行為をすると業界全体に悪影響が及ぶ。特定商取引に関する法律など、消費者庁においてその違反事業者を公表するものもあるが、環境省においても法令を遵守しない悪質な業者については実名で公表していただきたい。例えば、不適正輸出によるシップバックの事例なども事業者を公表して欲しい。業界団体としても、会員企業に注意喚起のための情報発信がしやすくなる。

インターネットでのリユース品の取引において、良い事業者か悪い事業者かを判断できる可視化された情報がない。例えば、古物商の登録も都道府県警察単位であり、取りまとめられていない。悪質な事業者を客観的に判断するための情報の受け皿が整備されれば、健全化に向けて役立つのではないかと聞いている。

(リユース文化について)

リユースは、資源の節約だけでなく、もったいない精神など、日本固有の文化とも結び付いており、多くの国民にリユース文化を定着させる必要があるのではないかと聞いている。「リユース」を新しい文化として、これからの成熟社会に定着させていくためにどのような工夫が必要か、検討を進めていただきたい。

第三次循環基本計画からの約4年の間に、ライフスタイルは大きく変化している。高齢者が便利にリユースを活用できるための新しいアプローチも必要になってくるし、サーキュラーエコノミー、リペアエコノミーとの関係からリユースを捉えていく必要がある。今の若者にとって、リユース品を買うことは、カッコいい製品獲得の一つの方法になっている。

(3) 違法な廃棄物回収業者対策等について

(違法な廃棄物回収業者対策について)

消費者にとっては、なぜ不用品回収業者に出したらいけないのかという理由が伝わっていないのではないかと聞いている。海外での E-waste による環境汚染の惨状などをマスコミも活用して訴えかけてはどうか。

消費者が、不用品回収業者に出す理由は、お金だけではなく、利便性が最優先されている。お金を払ってでも持って行って欲しいという消費者は存在する。

高齢化によって、不用品回収業者を利便性の観点から選ぶ人は増えている。また、家電リサイクル法を知らない人もまだいる。テレビ番組等で違法な回収業者が紹介されていることもあり、これらをしっかりと指導・取締りするべきではないか。

(家電リサイクル法について)

家電リサイクル法の対象品目に関しては、ネット通販の回収体制が今後の課題になるのではないかと。宅配便を活用する形になると思うが、ユーザーにとってリサイクルに出しやすいような流れを整えていく必要があるのではないかと。

家電リサイクル法は抜本的に見直さなければ正常化できないと考える。リサイクル料金を前払いすることに変更し、排出するときには無料で回収されやすくする方法が必要ではないかと。

エアコンについては、銅やアルミの資源としての価値がある。家電リサイクル法ルートでの処理では消費者はリサイクル費用を負担する必要があるが、資源として売却することもできる。これら、エアコンを資源としてリサイクルする事業者の中には、フロン回収の対策など十分でない事業者も存在する。海外だけではなく、国内でも流通していると聞いている。違法なリサイクル事業者がリサイクルした金属資源を購入する事業者も含めて、しっかりと取り締まっていく必要があるのではないかと。

(以上)